



金沢市公報

号外第38号

平成17年(2005年)12月19日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	○金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (中央卸売市場)	2
● 条 例		○金沢市営住宅条例の一部を改正する条例 (市営住宅課)	3
○職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例 (職員課)	1	○金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 (交通政策課)	3
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税務課)	1	○金沢市火災予防条例の一部を改正する条例 (予 防 課)	4
○金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例 (こども福祉課)	2		

条 例

職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月19日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第68号

職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「年ごとに」を「年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)ごとに」に、「年において」を「年度において」に改め、「それぞれ」を削り、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第2項中「当該年」を「当該年度」に、「翌年」を「翌年度」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き在職する職員については、平成18年度に限り、改正後の職員の服務等に関する条例第12条第2項の規定にかかわらず、改正前の職員の服務等に関する条例第12条の規定に基づく平成18年における年次有給休暇の日数のうち施行日の前日までに使用しなかった日数があるときは、当該使用しなかった日数を同条第2項に規定する規則で定める日数を限度として、平成18年度に繰り越すことができる。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月19日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第69号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項を削る。

第54条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月19日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第70号

金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例

金沢市教育プラザ富樫条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) こども総合相談センター

第2条第3項中「前項に定めるもののほか、教育プラザに、」を「こども総合相談センターに、分館として」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（児童相談所の設置等）

第2条の2 こども総合相談センターに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づき児童相談所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢市児童相談所

(2) 位置 金沢市富樫3丁目10番1号

(3) 所管区域 金沢市の区域

第3条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童相談に関すること。

第13条中「教育委員会」を「市長及び教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月19日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第71号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市中央卸売市場業務条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項第3号中「資本」を「資本金」に改める。

第23条の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

第26条（見出しを含む。）中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第27条第3項第3号及び第30条第2項第3号中「資本」を「資本金」に改める。

第43条第8項第2号イ中「第19条の8第1項又は第2項」を「第19条の13第1項又は第2項」に改める。

附 則

この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月19日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第72号

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例

金沢市営住宅条例（平成9年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号の表に次のように加える。

田上本町住宅	金沢市田上本町土地区画整理事業地
--------	------------------

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月19日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第73号

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場の項の次に次のように加える。

金沢市営表参道自転車駐車場	金沢市安江町122番地3	自転車 原動機付自転車
---------------	--------------	----------------

別表第2 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場の項の次に次のように加える。

金沢市営表参道自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
---------------	---------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月19日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第74号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「、石綿」を削る。

第29条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成17年(2005年)12月19日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)12月19日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	石川県金沢市玉銚4丁目166番地
定価	120円		(株) 共 栄